

論説

2022-2-1

検察機関は河井克行元法相に対する起訴権行使の質疑に際して、検察が不起訴とした原因を「起訴相当」に認定。公表された。この事実。検察の判断に市民の「検察」を誤解付いたと懼れる。



110.9 年の後藤廣島県議選区で争ひ立つた金額は総額約一千八百七十万円

にものぼる。受け取った自治体の道賃や賃貸、賃貸料等の者による起訴は、起訴的だ。

だが、「これは理解できるない理由難だ」と弁護士不起訴とした。

だつた。(公職選舉法では現金を受け取った側も既に開示して規定しており、過去の事例でも候補の対象としてこの。しかし、律不起诉の方が堅実の判断である。

民主主義の基礎である選挙での不正が、政治権でも選挙権を持てば、大抵は叶わることなどある。

百方円や百五十万円といつも額の力で受け取った公職者むらる。

司法部の対象事件ではないから不起訴前提の検査もありえないはずである。

検察機関は、個人のうち三十

五人を「起訴相当」、四十六人を

「不起訴不問」、十九人を「不起

訴相当」と讃美した。

公職者が選挙権を持てば、

しなかつたが、これが民選

せは「重大な違法行為を冒すわせ

る恐れがある」とする検察判断に

賛同する。豈極まつとう。

四十人の選舉・議員のうち六名を過選せず、辞職しなかった者は十八人。公選法には罰金刑以上が確定すれば、公職権が停止して失職する連絡だ。だが、不起訴なら失職を免れるわけだ、やはりこれが公平である。

問題は、買収が一九年春から二年が過る上りだ。検察が玉造・押油町の公職者に対する「市長の正職」が掲げられた。検察がまたも右の期間を確切の判断を怠るなり。検察官の火が付いてしまった。

はるかで買収の時刻である三年が過る上りだ。検察が玉造・押油町の公職者に対する「市長の正職」が掲げられた。検察がまたも右の期間を確切の判断を怠るなり。検

市民の常識突き付けた 買収で起訴相当